

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
FAX 044-200-3748

条 例

◇アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(第59号)	4958
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第60号)	4959
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第61号)	4959
◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例(第62号)	4959
◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第63号)	4960
◇川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第64号)	4962
◇川崎市工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(第65号)	4962
◇川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例(第66号)	4963
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第67号)	4964

規 則

◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第66号)	4964
◇川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則(第67号)	4964
◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則(第68号)	4965
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第69号)	4965
◇川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則(第70号)	4965

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に

関する条例施行規則の一部を改正する規則(第71号)	4966
---------------------------------	------

◇川崎市食鳥処理の事業の規制及び食

鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第72号)	4966
-------------------------------------	------

◇川崎市身体障害者福祉法施行細則の

一部を改正する規則(第73号)	4966
-----------------------	------

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部

を改正する規則(第74号)	4967
---------------------	------

◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一

部を改正する規則(第75号)	4967
----------------------	------

告 示

◇指定特定相談支援事業者の指定(第455号)	4967
------------------------------	------

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第456号)	4967
-------------------------------	------

◇指定障害児相談支援事業者の指定(第457号)	4968
-------------------------------	------

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第458号)	4969
--------------------------------	------

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第459号)	4970
--------------------------------	------

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第460号)	4971
-------------------------------	------

◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第461号)	4971
------------------------------------	------

◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第462号)	4972
-------------------------------------	------

◇市道路線の認定(第463号)	4972
-----------------------	------

◇道路区域の決定(第464号)	4973
-----------------------	------

◇道路の供用開始(第465号)	4973
-----------------------	------

◇市道路線の廃止(第466号)	4973
-----------------------	------

◇町区域の設定(第467号)	4974
----------------------	------

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第468号)	4976
--	------

◇道路区域の変更(第469号)	4978
-----------------------	------

◇道路の供用開始(第470号)	4978
-----------------------	------

◇建築基準法に基づく中間検査を行う

特定工程及び特定工程後の工程の指

定の一部改正 (第471号)	4978	◇開発行為に関する工事の完了 (第13	
◇議決された予算の公表 (第472号)	4978	97号)	5166
◇議決された決算の公表 (第473号)	5005	◇一般競争入札の執行 (第1398号)	5167
◇新型コロナウイルス感染症予防接種 の業務を行う場所 (第474号)	5125	◇開発行為に関する工事の完了 (第13	
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第475号)	5125	99号)	5177
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第476号)	5127	◇一般競争入札の執行 (第1400号)	5177
◇自転車等の撤去と保管 (第477号)	5129	◇一般競争入札の執行 (第1401号)	5179
◇個人情報の保護に関する法律施行条 例の規定による目的外利用等の届出 (第478号)	5129	◇一般競争入札の執行 (第1402号)	5181
◇予防接種の業務を行う場所 (第479号)	5129	◇一般競争入札の執行 (第1403号)	5183
◇道路区域の変更 (第480号)	5141	◇一般競争入札の執行 (第1404号)	5184
◇道路の供用開始 (第481号)	5141	◇一般競争入札の執行 (第1405号)	5186
◇生活保護法等による指定医療機関の 指定 (第482号)	5141	◇一般競争入札の執行 (第1406号)	5187
◇生活保護法等による指定施術機関の 指定 (第483号)	5141	◇一般競争入札の執行 (第1407号)	5189
◇生活保護法等による指定医療機関の 廃止 (第484号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1408号)	5190
◇生活保護法等による指定医療機関の 変更 (第485号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1409号)	5192
◇地縁による団体の認可 (第486号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1410号)	5194
◇生活保護法等による指定介護機関の 辞退による廃止 (第487号)	5142	◇中央療育センターの指定管理者の公 募 (第1411号)	5195
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第488号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1412号)	5196
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第489号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1413号)	5198
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第490号)	5142	◇一般競争入札の執行 (第1414号)	5199
◇自転車等の撤去と保管 (第491号)	5143	◇一般競争入札の執行 (第1415号)	5201
◇道路区域の変更 (第492号)	5143	◇一般競争入札の執行 (第1416号)	5202
税告示		◇一般競争入札の執行 (第1417号)	5203
◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定 (第7号)	5143	◇一般競争入札の執行 (第1418号)	5205
◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定 (第8号)	5143	◇一般競争入札の執行 (第1419号)	5206
公 告		◇一般競争入札の執行 (第1420号)	5207
◇一般競争入札の執行 (第1391号)	5144	◇一般競争入札の執行 (第1421号)	5209
◇一般競争入札の執行 (第1392号)	5158	◇一般競争入札の執行 (第1422号)	5210
◇一般競争入札の執行 (第1393号)	5160	◇一般競争入札の執行 (第1423号)	5211
◇一般競争入札の執行 (第1394号)	5161	◇一般競争入札の執行 (第1424号)	5213
◇一般競争入札の執行 (第1395号)	5164	◇一般競争入札の執行 (第1425号)	5214
◇一般競争入札の執行 (第1396号)	5165	◇一般競争入札の執行 (第1426号)	5216
		◇一般競争入札の執行 (第1427号)	5218
		◇一般競争入札の執行 (第1428号)	5219
		◇一般競争入札の執行 (第1429号)	5221
		◇一般競争入札の執行 (第1430号)	5222
		◇一般競争入札の執行 (第1431号)	5226
		◇一般競争入札の執行 (第1432号)	5228
		◇一般競争入札の執行 (第1433号)	5230
		◇一般競争入札の執行 (第1434号)	5232
		◇一般競争入札の執行 (第1435号)	5234
		◇一般競争入札の執行 (第1436号)	5235
		◇開発行為に関する工事の完了 (第14	
		37号)	5237
		◇開発行為に関する工事の完了 (第14	
		38号)	5237
		◇一般競争入札の執行 (第1439号)	5237

◇一般競争入札の執行(第1440号)	5239	◇一般競争入札の執行(第56号)	5292
◇農用地利用集積計画の制定(第1441号)	5251	◇一般競争入札の執行(第57号)	5293
公告(調達)		病院局公告	
◇落札者等の公示(第289号)	5259	◇一般競争入札の執行(第51号)	5294
◇落札者等の公示(第290号)	5259	◇一般競争入札の執行(第52号)	5298
◇一般競争入札の執行(第291号)	5260	病院局公告(調達)	
◇一般競争入札の公告(第292号)	5261	◇落札者等の公示(第35号)	5300
◇一般競争入札の公告(第293号)	5263	消防局公告	
◇一般競争入札の公告(第294号)	5265	◇サイレンの吹鳴(第8号)	5300
税公告		消防局訓令	
◇納税通知書の公示送達(第148号)	5267	◇川崎市火災予防査察規程の一部を改	
◇税額決定通知書の公示送達(第149号)	5267	正する訓令(第13号)	5301
◇税額変更(決定)通知書の公示送達(第150号)	5267	教育委員会告示	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第151号)	5267	◇川崎市中原市民館の指定管理者の指定(第25号)	5303
◇差押調書(謄本)の公示送達(第152号)	5268	◇川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理者の指定(第26号)	5303
◇差押調書(謄本)の公示送達(第153号)	5268	教育委員会公告	
◇督促状の公示送達(第154号)	5268	◇令和7年度川崎市立高等学校入学定員の制定(第5号)	5303
上下水道局規程		監査公表	
◇川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(第26号)	5268	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第12号)	5304
上下水道局告示		人事委員会告示	
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第72号)	5273	◇職員団体の登録(第1号)	5331
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第73号)	5273	職員共済組合規則	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第74号)	5273	◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則(第1号)	5331
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第75号)	5273	職員共済組合公告	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止(第76号)	5274	◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の執行(第12号)	5331
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新(第77号)	5274	区公告	
上下水道局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第185号)	5331
◇一般競争入札の執行(第84号)	5275	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第186号)	5331
◇一般競争入札の執行(第85号)	5279	◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第187号)	5332
◇一般競争入札の執行(第86号)	5280	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第188号)	5332
◇一般競争入札の執行(第87号)	5282	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第189号)	5332
◇一般競争入札の執行(第88号)	5283	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第190号)	5332
上下水道局公告(調達)		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第191号)	5332
◇落札者等の公示(第24号)	5291	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
交通局公告			

		条 例
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (川崎区第193号)	5333	アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
◇住民票の職権消除 (川崎区第194号)	5333	令和6年10月29日
◇印鑑登録の抹消 (川崎区第195号)	5333	川崎市長 福田 紀彦
◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (川崎区第196号)	5333	川崎市条例第59号
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (幸区第59号)	5333	アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (幸区第60号)	5334	(川崎市公告式条例の一部改正)
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (幸区第61号)	5334	第1条 川崎市公告式条例 (昭和25年川崎市条例第28号) の一部を次のように改正する。
◇国民健康保険料に係る差押調書等の公示送達 (中原区第49号)	5334	第2条第2項を次のように改める。
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第50号)	5334	2 条例の公布は、川崎市公報 (以下「公報」という。) に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないときは、本市掲示場に掲示してこれを行うことができる。
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (中原区第51号)	5334	第8条に後段として次のように加える。
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (宮前区第53号)	5334	この場合において、同項ただし書中「又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき」とあるのは、「災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他市長が必要と認めるとき」と読み替えるものとする。
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第54号)	5334	(川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第55号)	5334	第2条 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年川崎市条例第36号) の一部を次のように改正する。
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第41号)	5335	第10条第1項中「専属の」を削る。
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (多摩区第42号)	5335	(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)
◇住民票の職権消除 (多摩区第43号)	5335	第3条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (平成11年川崎市条例第50号) の一部を次のように改正する。
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (麻生区第54号)	5335	第103条第2項中「書面等」を「書面、ディスプレイその他の適切な手段」に改める。
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第55号)	5335	(川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
区選挙管理委員会告示		第4条 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (令和元年川崎市条例第37号) の一部を次のように改正する。
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の変更 (中原区第22号)	5335	第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

(川崎市都市公園条例の一部改正)

第5条 川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「規則で定める事務所に掲示する」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改め、同項第2号中「市公報又は新聞紙に掲載する」を「川崎市公報に登載する」に改め、同条第2項中「規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを規則で定めるところにより、関係者に自由に閲覧させる」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改める。

(川崎市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 川崎市屋外広告物条例(昭和46年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「規則で定める事務所に掲示する」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改め、同項第2号中「市公報又は新聞紙に掲載する」を「川崎市公報に登載する」に改め、同条第2項中「規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させる」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、規則で定める日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第60号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の1の項及び3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の9の項中「若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)」を削り、同表の22の項中「又は特例給付」を削る。

別表第3の5の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和6年9月以前の月分の同法第12条の規定による改正前の児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利用又は提供については、なお従前の例による。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第61号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表5の項を削り、同表6の項を同表5の項とし、同表7の項から9の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年5月20日以前に支出された改正前の条例別表5の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金に係る川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第62号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例(令和元年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
----------------------	------------------

第3条第4号中「関すること」の次に「(川崎市多摩区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を加える。
第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「(川崎市多摩区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号

」

を

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号

」

に改める。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第63号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項又は第3項(同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第31条第3項中「場合又は」を「場合(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)又は主要構造部が」に改める。

第32条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する基準の適用上一の建築物であって

も別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分(棚状寝所を有する宿泊室を有しないものに限る。)は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第35条第4項を次のように改める。

4 百貨店等の用途に供する建築物で、両側に各構えのある主要な屋内の通路の幅は、2.5メートル以上としなければならない。

第35条に次の1項を加える。

5 前項に規定する主要な屋内の通路は、避難階にあつては2以上の屋外への出口に、避難階以外の階にあつては避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段(屋外階段を含む。)に通じさせなければならない。

第42条第2項各号列記以外の部分及び第46条第1項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第47条に次の1項を加える。

5 第3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第49条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第59条に次のただし書を加える。

ただし、維持管理上支障がない場合は、この限りでない。

第61条の2及び第61条の3中「(主要な屋内の通路の幅に限る。)」を削る。

第63条を次のように改める。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第63条 法第3条第2項の規定により第23条(第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第24条、第28条第1項、第29条、第30条(第3項において準用する令第112条第13項に係る部分を除く。)、第32条第1項若しくは第3項、第47条第3項若しくは第5項、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条又は第57条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項(第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第23条、第24条、第28条第1項、第29条、第30条(第3項において準用する令第112条第13項に係る部分を除く。)、第32条第

- 1項若しくは第3項、第47条第3項若しくは第5項、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条又は第57条の規定に適合するものであること。
- 2 法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第26条第1項、第27条(第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第2項、第31条(第1項を除く。)、第33条、第35条(第2項及び第4項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第3項及び第5項を除く。)又は第56条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- (1) 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。
- (2) 増築又は改築に係る部分が第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第31条(第1項を除く。)、第33条、第35条(第2項及び第4項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第3項及び第5項を除く。)又は第56条第3号の規定に適合するものであること。
- 3 法第3条第2項の規定により第9条、第18条、第19条、第21条(第39条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第22条、第23条、第26条第1項、第27条第2項、第29条、第30条(第3項(同項において準用する令第112条第13項に係る部分のうち、同項に規定する堅(たて)穴部分が令第120条又は第121条の規定による直通階段に該当する場合に適用されることとなる部分に限る。)及び第4項を除く。)、第31条(第1項を除く。)、第32条第1項若しくは第3項、第33条、第35条(第4項を除く。)、第36条から第38条まで、第41条から第43条まで、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条、第56条第3号又は第57条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- (1) 法第3条第2項の規定により第30条第1項、第2項若しくは第7項(同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)、第32条第1項若しくは第3項又は第47条第3項若しくは第5項の規定の適用を受けない建
- 築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (2) 法第3条第2項の規定により第9条、第18条、第19条、第21条、第22条、第26条第1項、第27条第2項、第31条(第1項を除く。)、第33条、第35条(第4項を除く。)、第36条から第38条まで、第41条から第43条まで、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第3項及び第5項を除く。)又は第56条第3号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの
- (3) 法第3条第2項の規定により第23条、第29条、第30条第3項(同項において準用する令第112条第13項に係る部分のうち、同項に規定する堅(たて)穴部分が令第120条又は第121条の規定による直通階段に該当する場合に適用されることとなる部分を除く。)、第5項、第6項若しくは第7項(第30条第3項に係る部分に限る。)、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条又は第57条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- 4 法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第23条、第24条、第26条第1項、第27条第2項、第28条第1項、第29条、第30条(第3項(同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。)及び第7項を除く。)、第31条(第1項を除く。)、第32条第1項、第33条、第35条(第2項及び第4項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第5項を除く。)、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条、第56条第3号又は第57条の規定の適用を受けない建築物であって、これらに規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「増築等」という。)をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- (1) 第23条、第24条、第28条第1項、第29条、第30条(第3項(同項において準用する令第112条第13項に係る部分に限る。)及び第7項を除く。)、第32条第1項、第47条第3項、第50条(第1項第3号を除く。)、第55条又は第57条に規定する基準の適用上一の建築

物であっても別の建築物とみなすことができる部分
令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第31条(第1項を除く。)、第33条、第35条(第2項及び第4項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第3項及び第5項を除く。)又は第56条第3号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

5 法第3条第2項の規定により第25条、第27条第1項、第28条第2項、第31条第1項、第35条第4項、第46条第4項第1号、第56条(第3号を除く。)又は第58条から第60条までの規定の適用を受けない建築物又はその敷地について増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

6 第4項(第18条、第19条、第26条第1項、第27条第2項、第30条第1項若しくは第2項、第31条(第1項を除く。)、第32条第1項、第33条、第35条(第2項及び第4項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項及び第4項第1号を除く。)、第47条(第5項を除く。)又は第56条第3号に係る部分に限る。)及び前項(第25条、第27条第1項、第28条第2項、第31条第1項、第35条第4項、第46条第4項第1号又は第56条第1号に係る部分に限る。)の規定は、法第3条第2項の規定により第18条、第19条、第25条、第26条第1項、第27条、第28条第2項、第30条第1項若しくは第2項、第31条、第32条第1項、第33条、第35条(第2項を除く。)、第38条、第41条(第2項を除く。)、第44条(第4項を除く。)、第45条、第46条(第2項を除く。)、第47条(第5項を除く。)又は第56条(第2号を除く。)の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第4項中「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「増築等」という。)」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と、「当該増築等」とあるのは「当該用途の変更」と、前項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と読み替えるものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第64号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成28年川崎市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 不燃化重点対策地区内にある建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第65号

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「520,000立方メートル」を「370,000立方メートル」に改める。

(川崎市水道条例の一部改正)

第2条 川崎市水道条例(昭和33年川崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号中「1立方メートルにつき185円」を「次のとおり」に改め、同号に次の表を加える。

基本料金 (1日につき)	使用料金(1日1立方 メートルにつき)	超過料金(1日1立方 メートルにつき)
3,760,000円	使用水量40,000立方 メートルまでの分	40,000立方メートル を超える分 10円 39円

(川崎市工業用水道条例の一部改正)

第3条 川崎市工業用水道条例(昭和31年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「需給契約」を「需給契約等」に、「第8条」を「第8条の2」に改める。

第3条中「300立方メートル」を「200立方メートル」

に改め、同条ただし書を削る。

第2章の章名中「需給契約」を「需給契約等」に改め、同章中第8条の次に次の1条を加える。

(減量負担金)

第8条の2 前条第2項の規定により責任消費水量を減量する変更契約を締結する使用者は、減量負担金を負担しなければならない。

2 前項の減量負担金は、減量する水量に、管理者が別に定めるところにより算定した1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。

第19条第1項第1号中「34円40銭」を「37円40銭」に改め、同項第2号中「2円30銭」を「5円10銭」に改め、同項第3号中「60円30銭」を「112円20銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定(川崎市工業用水道条例第19条第1項の改正規定を除く。)は、同年1月1日から施行する。(川崎市水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の川崎市水道条例第27条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第66号

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例

川崎市立看護大学条例(令和3年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「看護学部」の次に「(以下「学部」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「看護学部」を「学部」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「志願する者」の次に「(学部に在学する者が大学院に入学を志願する場合(博士前期課程に在学する者が博士後期課程への進学を志願する場合を含む。)を除く。以下「入学志願者」という。)」を、「入学しようとする者」の次に「(博士後期課程に進学しようとする者を含む。)」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(大学院、研究科、課程及び標準修業年限)

第4条 看護大学に大学院を置く。

2 大学院に看護学研究科を置く。

3 大学院に博士課程を置き、これを前期の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

4 大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

1 学部における入学選考料、入学料及び授業料

区分	入学選考料	入 学 料		授業料
		川崎市の住民	その他の者	
学 生	17,000円	141,000円	282,000円	年額 535,800円
聴講生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位 14,800円
特別聴講生				1単位 14,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位 14,800円
研究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月額 29,700円

備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、学部に入学しようとする者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。

2 聴講生等の区分については、別に定める。

2 大学院における入学選考料、入学料及び授業料

区分	入学選考料	入 学 料		授業料
		川崎市の住民等	その他の者	
学 生	30,000円	141,000円	282,000円	年額 535,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位 14,800円
研究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月額 29,700円

備考 1 川崎市の住民等に係る入学料は、次のいずれかの場合に適用する。

(1) 大学院に入学しようとする者(博士後期課程に進学しようとする者を含む。以下同じ。)又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合

(2) 大学院に入学しようとする者がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に在勤する場合

2 学生に係る授業料において、第4条第4項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認められた者に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間に限り、本表に定める学生の授業料の年額に当該標準修業年限の年数を乗

じて得た額を、当該履修を認められた期間の年数で除して得た額とする。

3 証明書交付手数料 1通 300円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする改正規定、第4条第1項の改正規定、同条を第5条とする改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第67号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第42条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第66号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表中

「

53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章、火薬類取締法、高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部保安課長	消防局予防部保安課
----	-----------	-----	-----	---	------------	-----------

」

を

53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章、火薬類取締法、高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、石油コンビナート等災害防止法及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部保安課長	消防局予防部保安課
----	-----------	-----	-----	---	------------	-----------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月23日から施行する。

川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第67号

川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条の表予防部の部保安課の項中第27号を第29号とし、第26号を第28号とし、第25号の次に次の2号を加える。

- (26) 高圧低炭素水素等ガスの規制に関すること。
- (27) 高圧低炭素水素等ガスの立入検査等に関すること。

附 則

この規則は、令和6年10月23日から施行する。

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第68号

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則

川崎市消防立入検査証規則(平成14年川崎市規則第83号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第40条第2項」を「、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第40条第2項及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和6年法律第37号)第38条第3項」に改める。

別記様式裏面中「並びに石油コンビナート等災害防止法第40条」を「、石油コンビナート等災害防止法第40条並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により交付されている立入検査証は、改正後の規則(以下「新規則」という。)の規定による立入検査証の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された立入検査証とみなす。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第69号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第3条第7項第1号サ中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改め、同条第9項第1号イ中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付(同条第

1項の給付をいう。)」を削り、同条第13項第1号イ中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付(同条第1項の給付をいう。)」を削り、同条第22項第1号中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」若しくは「又は」を「又は」に改め、「又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)」を削り、「同法第7条第1項」を「同条第1項」に改め、同項第2号中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第24項第1号中「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改め、同条第32項第2号イ中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付(同条第1項の給付をいう。)」を削り、同条第36項第1号キ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号ツ中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付(同条第1項の給付をいう。)」を削る。

第4条第5項第1号中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)」を削り、同項第2号中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第70号

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則(昭和45年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「○」を削り、「町」を削り、

「

押 印 欄

」を削り、

「

〒 □□□

」を

「
〒
」

に、「現地調査」を「完了確認」に改める。

第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「町」を削り、

「
押 印 欄
」

を削り、

「
〒 □□□
」

に、「現地調査」を「完了確認」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第71号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第66条第2項中「備え置く」の次に「とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第72号

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査 に関する法律施行細則の一部を改正する規 則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「当該食鳥処理事業許可書」を「次に掲げる事項」に、「掲示」を「表示」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 食鳥処理場の所在地
- (2) 食鳥処理場の名称
- (3) 法第3条の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 処理する食鳥の種類
- (5) 許可の条件

第5条第3項中「当該構造設備変更許可書」を「次に掲げる事項」に、「掲示」を「表示」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 食鳥処理場の所在地
- (2) 食鳥処理場の名称
- (3) 法第6条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 変更許可事項
- (5) 許可の条件

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第73号

川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を 改正する規則

川崎市身体障害者福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条中「身体障害者福祉法指定医(第4号様式)の標示をその見やすい場所に掲示」を「その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表」に改める。

様式目次中

「
4 身体障害者福祉法指定医 第5条
」

を

「
4 削除
」

に改める。

第4号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第74号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(保管工作物等一覧簿)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第75号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改

正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第455号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社Kaien	相談支援事業所 Kaien 神奈川	神奈川県川崎市川崎区小川町14-19浜屋八秀ビル2階	計画相談支援	令和6年4月1日	1435000052
一般社団法人 てんとうむし	ひまわり	神奈川県川崎市麻生区向原三丁目17番12号	計画相談支援	令和6年4月1日	1435600034
KSC合同会社	相談支援ほほ笑み	神奈川県川崎市高津区千年316番地17	計画相談支援	令和6年7月1日	1435300049
株式会社リンデン	相談支援ゆらりん	神奈川県川崎市麻生区岡上710-1	計画相談支援	令和6年7月1日	1435600067

川崎市告示第456号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を

行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ラ・ヴィータ	こばんはうすさくら 川崎駅前教室	神奈川県川崎市川崎区本町1丁目9番地19 Saint-Clair Kawasaki 1階	児童発達支援	令和6年4月1日	1455000784
株式会社ラ・ヴィータ	こばんはうすさくら 川崎駅前教室	神奈川県川崎市川崎区本町1丁目9番地19 Saint-Clair Kawasaki 1階	放課後等デイサービス	令和6年4月1日	1455000784
合同会社ペルトコルテ	放課後等デイサービス ウィズ・ユーリ川崎鹿島田	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-18-19 福禄ビルディング2階	児童発達支援	令和6年4月1日	1455100519
合同会社ペルトコルテ	放課後等デイサービス ウィズ・ユーリ川崎鹿島田	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-18-19 福禄ビルディング2階	放課後等デイサービス	令和6年4月1日	1455100519
エルステッドインターナショナル株式会社	プライズキッズ武藏 小杉教室	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目530-1 リーリックVII 1階	児童発達支援	令和6年4月1日	1455200749
エルステッドインターナショナル株式会社	プライズキッズ武藏 小杉教室	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目530-1 リーリックVII 1階	放課後等デイサービス	令和6年4月1日	1455200749

N P O 法人子育て支えあい ネットワーク満	こども発達支援ルームマオボボHOME	神奈川県川崎市中原区新城 1-15-9エルミタージュ武藏新城	児童発達支援	令和6年4月1日	1455200756
N P O 法人子育て支えあい ネットワーク満	こども発達支援ルームマオボボHOME	神奈川県川崎市中原区新城 1-15-9エルミタージュ武藏新城	放課後等 デイサービス	令和6年4月1日	1455200756
N P O 法人子育て支えあい ネットワーク満	こども発達支援ルームマオボボHOME	神奈川県川崎市中原区新城 1-15-9エルミタージュ武藏新城	保育所等 訪問支援	令和6年4月1日	1455200756
株式会社秀学舎	シュウエール長尾	神奈川県川崎市多摩区長尾5丁 目22番14号プレミエール壱番館 A201号室	児童発達支援	令和6年4月1日	1455400661
株式会社秀学舎	シュウエール長尾	神奈川県川崎市多摩区長尾5丁 目22番14号プレミエール壱番館 A201号室	放課後等 デイサービス	令和6年4月1日	1455400661
株式会社 きみそら共育研究所	きみそらB a s e 登戸	神奈川県川崎市多摩区登戸2500	児童発達支援	令和6年4月1日	1455400679
株式会社 きみそら共育研究所	きみそらB a s e 登戸	神奈川県川崎市多摩区登戸2500	放課後等 デイサービス	令和6年4月1日	1455400679
株式会社 きみそら共育研究所	きみそらB a s e 登戸	神奈川県川崎市多摩区登戸2500	保育所等 訪問支援	令和6年4月1日	1455400679
AIAI Child Care 株式会社	AIAI PLUS 新百合ヶ丘	神奈川県川崎市麻生区万福寺 3丁目12-7 3階	児童発達支援	令和6年4月1日	1455600484
AIAI Child Care 株式会社	AIAI PLUS 新百合ヶ丘	神奈川県川崎市麻生区万福寺 3丁目12-7 3階	保育所等 訪問支援	令和6年4月1日	1455600484
株式会社クレシタ	どれみだんけ川崎	神奈川県川崎市川崎区渡田向町 22-5パークサイドレジデンス 1F	児童発達支援	令和6年5月1日	1455000792
株式会社クレシタ	どれみだんけ川崎	神奈川県川崎市川崎区渡田向町 22-5パークサイドレジデンス 1F	放課後等 デイサービス	令和6年5月1日	1455000792
荒井しょうてん株式会社	児童発達支援・ 放課後デイサービス るか	神奈川県川崎市幸区柳町7-9 小川ビル2F	放課後等 デイサービス	令和6年5月1日	1455100527
合同会社R S T	まなびクラブ上丸子	神奈川県川崎市中原区上丸子天 神町334 1階	放課後等 デイサービス	令和6年5月1日	1455200764
株式会社いっぽ	u n i c o 武藏中原	神奈川県川崎市中原区下小田中 2丁目8-5コーポサザンクロス 1F	児童発達支援	令和6年5月1日	1455200772
オネストリィ株式会社	はびねすスタディ 王禅寺	神奈川県川崎市麻生区王禅寺東 3-32-37 カジハイム王禅寺 B1号室	放課後等 デイサービス	令和6年5月1日	1455600492
株式会社ミルク	きつずあいらんど 川崎鋼管通教室	神奈川県川崎市川崎区鋼管通 1-4-7	児童発達支援	令和6年8月1日	1455000800
株式会社ミルク	きつずあいらんど 川崎鋼管通教室	神奈川県川崎市川崎区鋼管通 1-4-7	放課後等 デイサービス	令和6年8月1日	1455000800
合同会社 エフセット・ジャパン	放課後等デイサービス ウイズ・ユー武藏小杉 ミサンガ	神奈川県川崎市中原区 上丸子山王町2丁目1318-6	児童発達支援	令和6年8月1日	1455200780
合同会社 エフセット・ジャパン	放課後等デイサービス ウイズ・ユー武藏小杉 ミサンガ	神奈川県川崎市中原区 上丸子山王町2丁目1318-6	放課後等 デイサービス	令和6年8月1日	1455200780
株式会社L I T A L I C O パートナーズ	LITALICOジュニア 武藏小杉教室	神奈川県川崎市中原区 小杉御殿町2-69-1 インテック小杉コーポビル2階	児童発達支援	令和6年8月1日	1455200798
株式会社L I T A L I C O パートナーズ	LITALICOジュニア 武藏小杉教室	神奈川県川崎市中原区 小杉御殿町2-69-1 インテック小杉コーポビル2階	保育所等 訪問支援	令和6年8月1日	1455200798

ましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社Kaien	相談支援事業所 Kaien神奈川	神奈川県川崎市川崎区小川町14-19 浜屋八秀ビル2階	障害児相談支援	令和6年4月1日	1475000665
一般社団法人てんとうむし	ひまわり	神奈川県川崎市麻生区向原三丁目17番12号	障害児相談支援	令和6年4月1日	1475600407
KSC合同会社	相談支援ほほ笑み	神奈川県川崎市高津区千年316番地17	障害児相談支援	令和6年7月1日	1475301063
株式会社リンデン	相談支援ゆらりん	神奈川県川崎市麻生区岡上710-1	障害児相談支援	令和6年7月1日	1475600415

川崎市告示第458号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に

より、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社mobile	CONNECT川崎	神奈川県川崎市幸区大宮町14番地4 川崎中野ビル601	就労移行支援(一般型)	令和6年4月1日	1415100161
株式会社歩	ゆきのケア	神奈川県川崎市幸区戸手本町一丁目123番地12 ドルフ5-203号	居宅介護	令和6年4月1日	1415100179
ダンウェイ株式会社	ダンウェイ ブルーム	神奈川県川崎市中原区新城一丁目12番15号 アムールスクエア新城102	就労継続支援(B型)	令和6年4月1日	1415201019
社会福祉法人なごみ福祉会	ひとつ	神奈川県川崎市多摩区中野島6丁目4番8号	生活介護	令和6年4月1日	1415400173
社会福祉法人なごみ福祉会	ひとつ	神奈川県川崎市多摩区中野島6丁目4番8号	就労継続支援(B型)	令和6年4月1日	1415400173
株式会社58	訪問介護事業所 キャンディ	神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目1番6号301	居宅介護	令和6年5月1日	1415000304
株式会社58	訪問介護事業所 キャンディ	神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目1番6号301	重度訪問介護	令和6年5月1日	1415000304
ミナノワ株式会社	短期入所クライス川崎南加瀬	神奈川県川崎市幸区南加瀬4-21-7	短期入所	令和6年5月1日	1415100260
合同会社かがやき	多摩さくら訪問介護支援事業所	神奈川県川崎市多摩区桟形3-2-3 レガート向ヶ丘102	居宅介護	令和6年5月1日	1415400181
合同会社かがやき	多摩さくら訪問介護支援事業所	神奈川県川崎市多摩区桟形3-2-3 レガート向ヶ丘102	重度訪問介護	令和6年5月1日	1415400181
株式会社ココルポート	Cocorporation登戸Office	神奈川県川崎市多摩区登戸2498番地 ウィンドワード登戸4階	就労移行支援(一般型)	令和6年5月1日	1415400207
株式会社mintメディカル	ミントケアサポート麻生	神奈川県川崎市麻生区上麻生五丁目38番5号 藤屋ビル8号室	居宅介護	令和6年5月1日	1415600087
株式会社mintメディカル	ミントケアサポート麻生	神奈川県川崎市麻生区上麻生五丁目38番5号 藤屋ビル8号室	重度訪問介護	令和6年5月1日	1415600087
株式会社リンデン	ヘルパーステーションゆらりん	神奈川県川崎市麻生区岡上四丁目2番26号	同行援護	令和6年5月1日	1415600467
ミナノワ株式会社	クライスハイム川崎南加瀬事業所	神奈川県川崎市幸区南加瀬4-21-7	共同生活援助	令和6年5月1日	1425100029
株式会社ネクストホーム	ケンコーホームウエスト	神奈川県川崎市川崎区境町11-20-202号室	居宅介護	令和6年6月1日	1415000395

株式会社ネクストホーム	ケンコーホームウエスト	神奈川県川崎市川崎区境町11-20-202号室	重度訪問介護	令和6年6月1日	1415000395
スターフラワー株式会社	S F ケア訪問介護ステーション	神奈川県川崎市幸区古市場2-73-36	同行援護	令和6年6月1日	1415100807
エリーズ株式会社	エリーズケアサポート	神奈川県川崎市高津区溝口二丁目26番6号プロプリエテール三田103	居宅介護	令和6年6月1日	1415300258
エリーズ株式会社	エリーズケアサポート	神奈川県川崎市高津区溝口二丁目26番6号プロプリエテール三田103	重度訪問介護	令和6年6月1日	1415300258
株式会社 h o t	ほっとサービスステーション	神奈川県川崎市宮前区西野川1-19-45	居宅介護	令和6年6月1日	1415500089
株式会社 h o t	ほっとサービスステーション	神奈川県川崎市宮前区西野川1-19-45	重度訪問介護	令和6年6月1日	1415500089
株式会社K u o K o a	はしわたし	神奈川県川崎市麻生区上麻生7丁目13-10	居宅介護	令和6年6月1日	1415600095
株式会社 I T F	オープンドア川崎	神奈川県川崎市川崎区小川町7-4 アービラ川崎303号室	就労継続支援(B型)	令和6年7月1日	1415000437
株式会社ベストケア・パートナーズ	みつば訪問介護元住吉	神奈川県川崎市中原区木月2丁目7-6	居宅介護	令和6年7月1日	1415200219
合同会社R S T	じぶんハウス上丸子天神町	神奈川県川崎市中原区上丸子天神町334 1F	短期入所	令和6年7月1日	1415200292
I T グループ株式会社	リバイブ武藏新城	神奈川県川崎市中原区新城1丁目2-27 新城京浜ビル4F-1	就労継続支援(B型)	令和6年7月1日	1415200300
K S C 合同会社	ほほ笑みケア川崎	神奈川県川崎市高津区千年316番地17	同行援護	令和6年7月1日	1415301124
株式会社4 S E A S O N S COLOR RECORDZ	ヘルバーステーション蓮華	神奈川県川崎市多摩区栗谷3-33-3 PLUSH-GARDEN TOWER101	行動援護	令和6年7月1日	1415400959
N P O 法人チャレンジドサポートプロジェクト	遊歩	神奈川県川崎市多摩区登戸2950-1	共同生活援助	令和6年7月1日	1425400015
株式会社J E T	OHANA川崎	神奈川県川崎市川崎区境町1-14 グランチェーズ川崎201号	就労継続支援(A型)	令和6年8月1日	1415000452
株式会社ソラリス	縁屋	神奈川県川崎市川崎区池田1丁目4-5	就労継続支援(B型)	令和6年8月1日	1415000460
株式会社アンク	ホームケア・紬	神奈川県川崎市幸区小倉2-32-27 みどり荘103	居宅介護	令和6年8月1日	1415100286
株式会社アンク	ホームケア・紬	神奈川県川崎市幸区小倉2-32-27 みどり荘103	重度訪問介護	令和6年8月1日	1415100286
株式会社シーエン	シーエン川崎	神奈川県川崎市高津区久地一丁目26番10-101号	行動援護	令和6年8月1日	1415301348
一般社団法人ルミノーブ	ルミノーブ川崎宮前平	神奈川県川崎市宮前区宮前平1丁目10-6 エコービル2階202号室	就労定着支援	令和6年8月1日	1415501129
株式会社ひなたの杜	ワークプレイスひなた	神奈川県川崎市麻生区南黒川1-3	就労継続支援(B型)	令和6年8月1日	1415600103

川崎市告示第459号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に

より、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社KZM	シェアスマイル	川崎市高津区蟹ヶ谷248-1 ヒューマンスクエア一日吉ヒラ ソーレ803	居宅介護	令和6年9月1日	1415300324
株式会社KZM	シェアスマイル	川崎市高津区蟹ヶ谷248-1 ヒューマンスクエア一日吉ヒラ ソーレ803	重度訪問介護	令和6年9月1日	1415300324
合同会社SHIN	ケアパートナー優心	川崎市高津区母口701番地2号 アメニティハイム101号室	行動援護	令和6年9月1日	1415300431
エンハンスエイド株式会社	ONE GAME 川崎生田	川崎市多摩区生田7-2-12 サンライズ生田3階	就労継続支援 B型	令和6年9月1日	1415400223

川崎市告示第460号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を

行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 武藏中原教室	川崎市中原区上小田中 6-21-7 リーパーク中原 3階	児童発達支援	令和6年9月1日	1455200806
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 武藏中原教室	川崎市中原区上小田中 6-21-7 リーパーク中原 5階	放課後等 デイサービス	令和6年9月1日	1455200806
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 稻田堤教室	川崎市多摩区菅1-3-2 コトブキビル 2階201号室	児童発達支援	令和6年9月1日	1455400687
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 稻田堤教室	川崎市多摩区菅1-3-2 コトブキビル 2階202号室	放課後等 デイサービス	令和6年9月1日	1455400687
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 新百合ヶ丘教室	川崎市麻生区万福寺 1-1-2 シティモール504	児童発達支援	令和6年9月1日	1455600518
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 新百合ヶ丘教室	川崎市麻生区万福寺 1-1-2 シティモール504	保育所等訪問 支援	令和6年9月1日	1455600518
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 梶が谷教室	川崎市高津区上作延5丁目 26番29号 トレ・リント201	児童発達支援	令和6年9月1日	1455300663
株式会社クラ・ゼミ	コペルプラス 東門前教室	川崎市川崎区東門前 3-1-18 アイビーホーム 東門前101号室	児童発達支援	令和6年9月1日	1455000818
株式会社LITALICO パートナーズ	LITALICO ジュニア武藏小杉教室	川崎市中原区小杉御殿町 2-69-1 インテック小杉 コーポビル2階	放課後等 デイサービス	令和6年9月1日	1455200798
株式会社トレジャーキッズ	フラワー	川崎市麻生区細山二丁目10番 7号	児童発達支援	令和6年9月1日	1455600500
株式会社トレジャーキッズ	フラワー	川崎市麻生区細山二丁目10番 7号	保育所等訪問 支援	令和6年9月1日	1455600500
株式会社クレシタ	保育所等訪問支援 クレシタ	川崎市幸区下平間131番地 洋光ビル301号室	保育所等訪問 支援	令和6年9月1日	1455100493

川崎市告示第461号

介護保険法によるサービス事業者等の指定
等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施

設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年10月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
夢見崎株式会社	1465590476	ケアナーシング夢見崎	川崎市宮前区野川本町2-20-29 メゾンドラベ宮前	訪問看護 介護予防訪問看護
スミリンフィルケア株式会社	1465090378	フィルケア訪問看護ステーション川崎	川崎市川崎区榎町2番2号	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社A T	1465290333	指定訪問看護アットリハ平間	川崎市中原区北谷町16-3 ソニア北谷町ビル	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ジョン	1465190194	びゅあナースリハビリステーションさいわい	川崎市幸区塚越1-110-7	訪問看護 介護予防訪問看護
CMケア株式会社	1475102750	ケアプランセンター きびたき	川崎市幸区北加瀬2丁目11番5号	居宅介護支援
株式会社メディホス	1475004733	メディホス訪問介護川崎大師	川崎市川崎区四谷上町1-11	訪問介護
株式会社ハートメディカルケア	1475004725	シルバーはあと川崎	川崎市川崎区東田町8 パレールイエロー館3F	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
株式会社sowaka	1495000901	地域密着型通所介護Sowaka	川崎市川崎区大島4丁目7-12 仲谷ビル1階	地域密着型通所介護
株式会社我喜大笑	1495100529	夢楽新川崎 小規模多機能ホーム小倉	川崎市幸区小倉3-9-20 1F	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
CMケア株式会社	1495100511	看多機 和音	川崎市幸区北加瀬2-11-5	看護小規模多機能型居宅介護
株式会社我喜大笑	1495100537	夢楽新川崎 グループホーム小倉	川崎市幸区小倉3-9-20 3F	認知症対応型共同生活介護
CMケア株式会社	1475102743	チャーム新川崎	川崎市幸区北加瀬2丁目11番5号	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

川崎市告示第462号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があつたため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年8月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
医療法人社団有仁会	1475600159	医療法人社団 有仁会 ファーストライ特	川崎市麻生区百合丘3-27-1 アクアビアビル1階	通所介護
有限会社ト一イン商事	1475600936	デイサービス柿生	川崎市麻生区上麻生5-31-13	地域密着型通所介護
株式会社縁周	1495000810	縁周デイサービス	川崎市川崎区桜本1-11-19	地域密着型通所介護

川崎市告示第463号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
23	下小田中 第231号線	中原区下小田中4丁目 中原区下小田中4丁目	359番 1先 358番 2先	

24	井田 第130号線	中原区井田2丁目 1202番 48先 中原区井田2丁目 1202番 22先	
25	上作延 第215号線	高津区上作延3丁目 713番 13先 高津区上作延3丁目 714番 1先	
26	千年 第205号線	高津区千年 815番 11先 高津区千年 815番 5先	
27	東野川 第1号線	高津区東野川2丁目 1437番 8先 高津区東野川2丁目 1973番 先	
28	馬絹 第196号線	宮前区馬絹4丁目 1289番 5先 宮前区馬絹4丁目 1289番 10先	
29	枡形 第205号線	多摩区枡形1丁目 1191番 2先 多摩区枡形1丁目 1196番 1先	
30	細山 第299号線	麻生区細山6丁目 356番 9先 麻生区細山6丁目 356番 18先	

28	馬絹 第196号線	宮前区馬絹4丁目 1289番 5先 宮前区馬絹4丁目 1289番 10先	4.50	27.15	
29	枡形 第205号線	多摩区枡形1丁目 1191番 2先 多摩区枡形1丁目 1196番 1先	9.00	106.26	
30	細山 第299号線	麻生区細山6丁目 356番 9先 麻生区細山6丁目 356番 18先	4.50	34.75	

川崎市告示第465号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和6年10月16日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路河川管理部管理課において、令和6年10月16日から令和6年10月30日まで一般の縦覧に供します。

令和6年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 終 点	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考	起 点 終 点	重要な経過地
23	下小田中 第231号線	中原区下小田中4丁目 359番 1先 中原区下小田中4丁目 358番 2先	5.00	45.61		中原区下小田中4丁目 359番 1先 中原区下小田中4丁目 358番 2先	
24	井田 第130号線	中原区井田2丁目 1202番 48先 中原区井田2丁目 1202番 22先	6.00	56.67		中原区井田2丁目 1202番 48先 中原区井田2丁目 1202番 22先	
25	上作延 第215号線	高津区上作延3丁目 713番 13先 高津区上作延3丁目 714番 1先	4.50	28.71		高津区上作延3丁目 713番 13先 高津区上作延3丁目 714番 1先	
26	千年 第205号線	高津区千年 815番 11先 高津区千年 815番 5先	4.50	34.99		高津区千年 815番 11先 高津区千年 815番 5先	
27	東野川 第1号線	高津区東野川2丁目 1437番 8先 高津区東野川2丁目 1973番 先	2.12	61.96		高津区東野川2丁目 1437番 8先 高津区東野川2丁目 1973番 先	
28	馬絹 第196号線	宮前区馬絹4丁目 1289番 5先 宮前区馬絹4丁目 1289番 10先				宮前区馬絹4丁目 1289番 5先 宮前区馬絹4丁目 1289番 10先	
29	枡形 第205号線	多摩区枡形1丁目 1191番 2先 多摩区枡形1丁目 1196番 1先				多摩区枡形1丁目 1191番 2先 多摩区枡形1丁目 1196番 1先	
30	細山 第299号線	麻生区細山6丁目 356番 9先 麻生区細山6丁目 356番 18先				麻生区細山6丁目 356番 9先 麻生区細山6丁目 356番 18先	

川崎市告示第466号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
31	野川高 第47号線	高津区東野川2丁目	1970番	3先
		高津区東野川2丁目	1437番	8先
32	有馬 第276号線	宮前区東有馬5丁目	87番	2先
		宮前区東有馬5丁目	86番	1先
33	枡形 第57号線	多摩区枡形1丁目	1194番	7先
		多摩区枡形1丁目	1196番	3先
		以下余白		

川崎市告示第467号

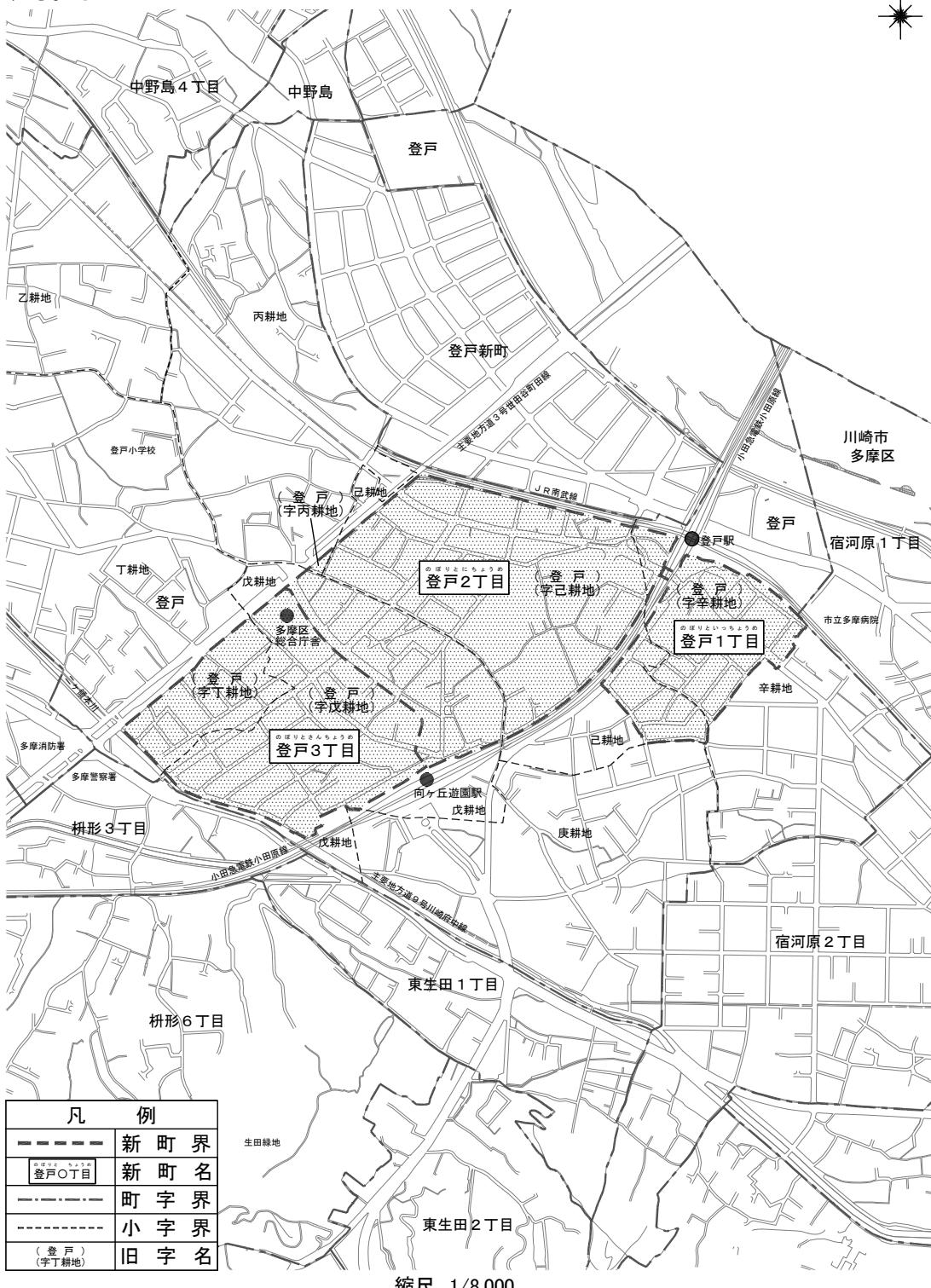
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、別図のとおり町区域の設定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定の効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和6年10月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

別図 (町区域の設定図)



川崎市告示第468号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 形質変更時要届出区域の所在地

川崎市幸区小向東芝町1番1、2番1の各一部(別図のとおり)

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

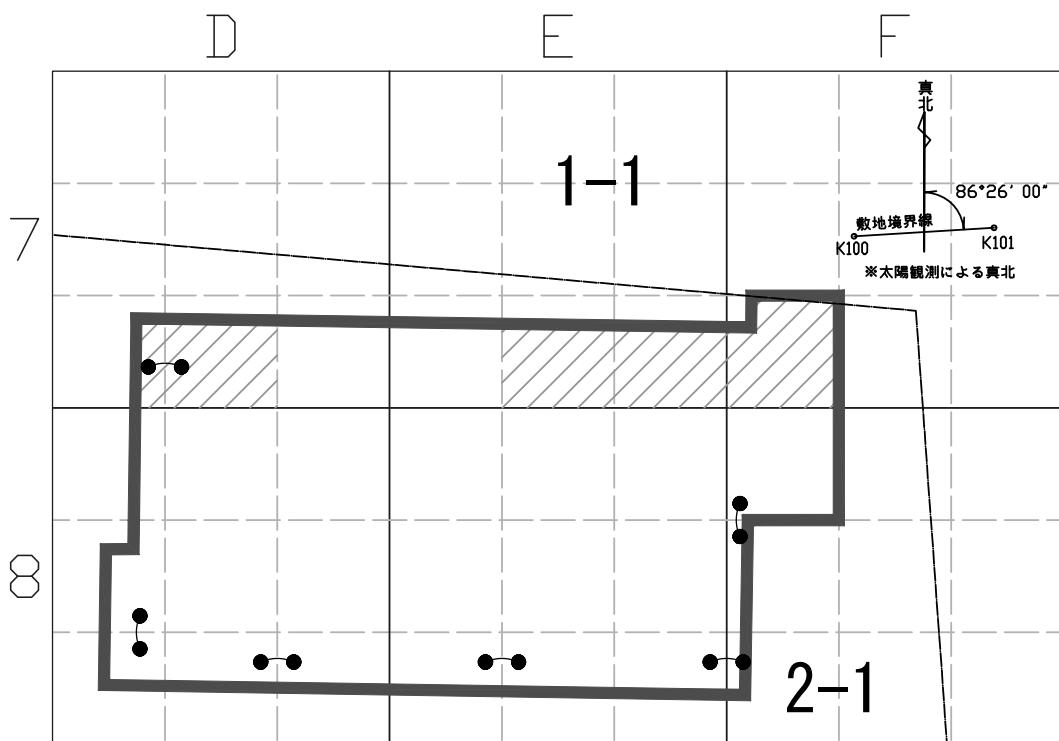
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

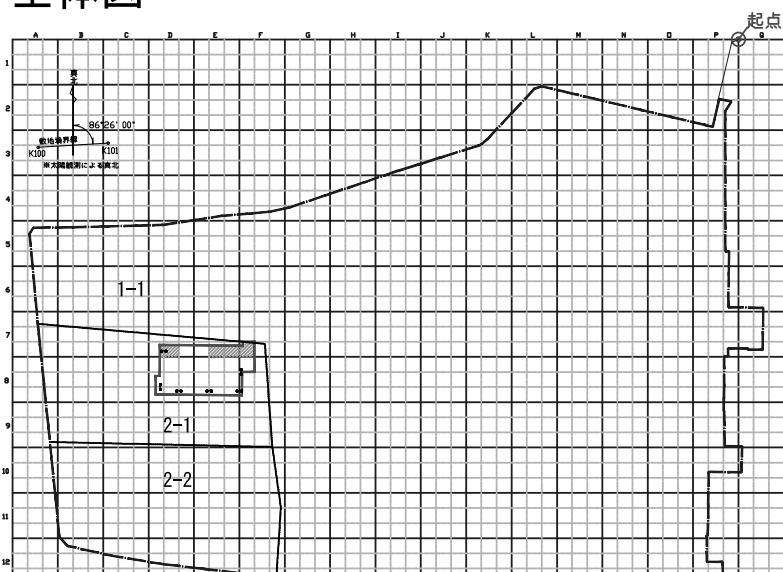
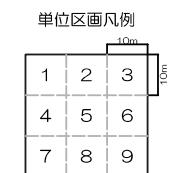
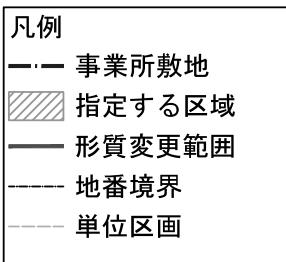
該当なし

4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無

該当なし



全体図



別図

川崎市告示第469号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設総務局道路河川管理部管理課において、令和6年10月17日から令和6年10月31日まで一般の縦覧に供します。

令和6年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	榎町第4号線	川崎市川崎区榎町2番22	3.50	32.16	
		川崎市川崎区榎町2番22			
新	榎町第4号線	川崎市川崎区榎町2番2	3.75	32.16	
		川崎市川崎区榎町2番2			

川崎市告示第470号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月17日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路河川管理部管理課において、令和6年10月17日から令和6年10月31日まで一般の縦覧に供します。

令和6年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
榎町	川崎市川崎区榎町2番2	
第4号線	川崎市川崎区榎町2番2	

川崎市告示第471号

令和4年川崎市告示第313号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

令和4年川崎市告示第313号の一部を改正する告示

令和4年川崎市告示第313号の一部を次のように改正する。

1(1)中「法第18条第3項」を「法第18条第3項又は第4項」に改める。

1の表中

「

1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が3以上又は床面積の合計が100平方メートルを超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。以下同じ。)
---	-----------------------	------------------------------	----------------------------

」

「

1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が2以上又は床面積の合計が50平方メートルを超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。以下同じ。)
---	-----------------------	-----------------------------	----------------------------

」に改める。

3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は令和7年4月1日から施行する。ただし、1の(1)の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成30年川崎市告示第508号の廃止)

2 平成30年川崎市告示第508号は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による改正後の規定は、令和7年4月1日以後に工事に着手する建築物について適用し、令和7年4月1日より前に工事に着手した建築物については、なお従前の例による。ただし、この告示による改正後の1の(1)の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用する。

川崎市告示第472号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和6年9月2日招集の令和6年第3回川崎市議会定例会において、令和6年9月11日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和6年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和6年9月2日招集の令和6年第3回川崎市議会定例会において、令和6年9月11日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和6年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

令和 6 年度川崎市一般会計補正予算

令和 6 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和 6 年度川崎市一般会計補正予算

令和6年度川崎市一般会計補正予算

令和6年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 406,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 875,642,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 出 算 補 正

歳 入

款 项

		補 正	前 の 額	補 正	額	合計
17	国 庫 支 出 金		157,685,309	千円	10,000	157,695,309
18	県 支 出 金	2 国 庫 补 助 金	26,126,136	千円	10,000	26,136,136
21	繰 入 金	2 県 补 助 金	43,456,990	千円	103,970	43,560,960
23	諸 収 入	1 基 金 繙 入 金	10,331,530	千円	103,970	10,435,500
24	市 債	4 収 益 事 業 収 入	85,731,156	千円	1,255,677	86,986,833
		1 市 債	82,935,686	千円	1,255,677	84,191,363
		歳 入 、 合 計	35,119,755	千円	100,000	35,219,755
			3,775,883	千円	100,000	3,875,883
			64,406,000	千円	△ 1,063,000	63,343,000
			64,406,000	千円	△ 1,063,000	63,343,000
			875,235,450	千円	406,647	875,642,097

歳出

款		項	額	補	正	額	補	正	額	補	正	額
2 税務費		5 微税費	57,777,189	千円		700,000	千円		58,477,189	千円		
4 ども木米費		2 ども支援費	5,154,762			700,000			5,854,762			
5 健康福祉費		1 健康福祉費	142,477,710			2,709			142,480,419			
7 経済活動費		3 中小企業支援費	92,144,154			2,709			92,146,863			
13 教育費		7 体育保健費	176,096,383		△	906,807			175,189,576			
歳出合計			11,270,149			238,361			11,508,510			
			21,917,326		△	127,100			21,790,226			
			918,411			80,070			998,481			
			12 施設整備費	2,977,094		△ 1,098,138			1,878,956			
				26,400,870		34,552			26,435,422			
				21,015,365		34,552			21,049,917			
				133,477,775		576,193			134,053,968			
				13,330,520		576,193			13,906,713			
				875,235,450		406,647			875,642,097			

款		項	額	補	正	額	補	正	額	補	正	額
2 税務費		5 微税費	57,777,189	千円		700,000	千円		58,477,189	千円		
4 ども木米費		2 ども支援費	5,154,762			700,000			5,854,762			
5 健康福祉費		1 健康福祉費	142,477,710			2,709			142,480,419			
7 経済活動費		3 中小企業支援費	92,144,154			2,709			92,146,863			
13 教育費		7 体育保健費	176,096,383		△	906,807			175,189,576			
歳出合計			11,270,149			238,361			11,508,510			
			21,917,326		△	127,100			21,790,226			
			918,411			80,070			998,481			
			12 施設整備費	2,977,094		△ 1,098,138			1,878,956			
				26,400,870		34,552			26,435,422			
				21,015,365		34,552			21,049,917			
				133,477,775		576,193			134,053,968			
				13,330,520		576,193			13,906,713			
				875,235,450		406,647			875,642,097			

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款 項	事 業 名	金 額
12 消 防 費 1 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業	千円 186,450
繰 越 明 許 費 総 合 計		326,450

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
授産学園再編整備事業費	令和6年度から 令和9年度まで	千円 2,254,662
小学校・中学校等自然教室運営事業費	令和6年度から 令和7年度まで	179,483

2 変更

事項	補正前			補正後		
	期間	限度額	千円	期間	限度額	千円
令和6年度民間特別養護老人ホーム等整備事業費	令和6年度から	742,400	千円	令和6年度から	957,050	千円
令和6年度公共施設管理運営事業費	令和7年度から	20,426,370	令和6年度から	22,180,710	令和8年度まで	令和8年度まで
令和6年度	令和7年度から	32,096	令和6年度から	6,681,246	令和11年度まで	令和11年度まで
土地借上料	令和9年度まで		令和31年度まで			

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円
施 設 建 設 事 業	1,100,000	△ 1,063,000	37,000
地 方 債 総 合 計	64,406,000	△ 1,063,000	63,343,000

令和6年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,096,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表歳入歳出予算補正

歳入			歳出		
款			項		
1 競輪事業収入	1 事業収入	合計	1 事業費	2 競輪開催費	合計
歳入	歳出	合計	歳費	歳開催費	合計

歳入			歳出		
款			項		
1 競輪事業収入	1 事業収入	合計	1 事業費	2 競輪開催費	合計
歳入	歳出	合計	歳費	歳開催費	合計

歳入			歳出		
款			項		
1 競輪事業収入	1 事業収入	合計	1 事業費	2 競輪開催費	合計
歳入	歳出	合計	歳費	歳開催費	合計

歳入			歳出		
款			項		
1 競輪事業費	2 競輪開催費	合計	1 競輪事業費	2 競輪開催費	合計
歳入	歳出	合計	歳費	歳開催費	合計

令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,510千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,239,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表歳入歳出予算補正

歳入		歳出		項目	
款	額	款	額	前	額
7 繰越金				1,294	千円
		1 繰越金	1	47,510	千円
歳入	合計			47,511	千円

歳入		歳出		項目	
款	額	款	額	前	額
7 繰越金				1,294	千円
		1 繰越金	1	47,510	千円
歳入	合計			47,511	千円
		125,191,857		47,510	千円
				125,239,367	千円

歳山

歳山		歳山		項目	
款	額	款	額	前	額
6 基本金積立金				1,294	千円
		1 基本金積立金	1	47,510	千円
歳山	出合計			47,510	千円
		125,191,857		47,510	千円
				125,239,367	千円

令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,215千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

F

計 第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
2 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
歳 入	合 計	歳 出	合 計

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
2 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
歳 入	合 計	歳 出	合 計

歳 出

歳 出		歳 入	
款	項	款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付			
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付		
歳 出	合 計	歳 入	合 計

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
2 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
歳 入	合 計	歳 出	合 計

令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ932,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,773,198千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入		款	項
4	継 越 金		
	1 繰 越 金	2	932, 555
	歳 入 合 計	21, 840, 643	932, 555

歳 入		款	項

歳 出

歳 出		款	項
2	後期高齢者医療広域連合納付金		
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	21, 150, 620	931, 642
3	諸 支 出 金		
	1 債 滞 金 及 び 還 付 加 算 金	46, 325	913
	歳 出 合 計	21, 840, 643	932, 555

歳 出		款	項

令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,396千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表歳入歳出予算補正

歳入		歳出	
款	項	款	項
4 繰越金			
	1 繰越金		
歳入	合計	歳出	合計

歳入		歳出	
款	項	款	項
1 公害健康被害補償事業費			
	1 公害健康被害補償事業費		
歳入	合計	歳出	合計

歳入		歳出	
款	項	款	項
1 公害健康被害補償事業費			
	1 公害健康被害補償事業費		
歳入	合計	歳出	合計

歳入		歳出	
款	項	款	項
1 公害健康被害補償事業費			
	1 公害健康被害補償事業費		
歳入	合計	歳出	合計

令和6年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,463,020千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表歳入歳出予算補正

歳入		款	項
8	繰入	金	
	2	基 金	繰入金
9	繰越	金	
	1	繰 越	金
		合計	
		歳入	

歳入		款	項	補正前の額	補正額	計
				18,540,512	729,463	19,269,975
				712,006	729,463	1,441,469
				1	729,463	729,464
				113,004,094	1,458,926	114,463,020

歳出

歳出		款	項
1	総務費		
		1	総務管理費
6	基積立金		
		1	基積立金
		合計	
		歳出	

歳出		款	項	補正前の額	補正額	計
				2,534,741	729,463	3,264,204
				2,534,741	729,463	3,264,204
				39,677	729,463	769,140
				39,677	729,463	769,140
				113,004,094	1,458,926	114,463,020

令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和6年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,348,514千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年 9月 2日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表歳入歳出予算補正

歳入		歳出	
款	項	金	金
6 繰越	1 繰越		金
歳入	合計	8,254,137	94,377
			8,348,514

歳入		歳出	
款	項	金	金
6 繰越	1 繰越		金
歳入	合計	8,254,137	94,377
			8,348,514

歳出

歳出		歳入	
款	項	金	金
2 諸支	1 積立		金
歳出	合計	8,254,137	94,377
			8,348,514

歳出		歳入	
款	項	金	金
2 諸支	1 積立		金
歳出	合計	8,254,137	94,377
			8,348,514